

令和3年度 第2回北海道森林審議会

議 事 録

開催日時：令和3年12月17日（金）

14時00分～15時30分

開催場所：第二水産ビル8階8A会議室

（オンライン併用）

令和3年12月17日開催の北海道森林審議会の議事内容は、以下のとおり相違ありません。

令和4年3月7日

北海道森林審議会会長 小泉 章夫

令和3年度第2回「北海道森林審議会」議事録

1 日時及び場所

令和3年12月17日（金）14:00～15:30

第二水産ビル8階8A会議室（オンライン 併用）

2 出席者

【委員】小泉会長 / 青山委員 / 有末委員 / 猪島委員 / 柿原委員 / 北川委員 / 北村委員 / 前田委員 / 松永委員 / 山口加津子委員 / 吉田委員（委員11名出席）

【道側】佐藤水産林務部長 / 黒澤水産林務次長 / 岡嶋林務局長 / 野村森林環境局長 / 土屋森林計画担当局長 / 各課長・担当課長ほか（道側16名出席）

3 議事

（1）地域森林計画の樹立及び変更について

①地域森林計画の樹立について

（留萌、釧路根室地域森林計画区）

②地域森林計画の変更について

（渡島檜山、後志胆振、胆振東部、日高、石狩空知、上川南部、上川北部、宗谷、網走西部、網走東部、十勝地域森林計画区）

（2）報告事項

①北海道森林づくり基本計画の見直しについて

②道有林基本計画の見直しについて

③北海道森林吸収源対策推進計画について

④北の森づくり専門学院について

⑤第44回全国育樹祭の開催について

4 発言記録

（1）開会

○山口 企画調整担当課長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから本年度第2回目の「北海道森林審議会」を開催いたします。

私、本日の司会を担当いたします北海道水産林務部総務課企画調整担当課長の山口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開催にあたりまして、水産林務部長の佐藤からご挨拶申し上げます。

○佐藤 水産林務部長

水産林務部長の佐藤でございます。審議会の開催にあたって、一言ご挨拶申し上げます。

小泉会長はじめ、委員の皆様には、年末のお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

ます。先日の審議会委員の改選にあたりまして、新たに青山様、北村様、柿原様にご就任頂きました。委員の皆様には、本道の林業・木材産業の一層の振興に向けて、様々な視点でご教授いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

さて、今年度の林業・木材産業を取り巻く情勢は非常に大きく変化をしたと考えております。

昨年度の木材産業の木材需要の低迷から一転して、輸入材の減少による建築材の価格の高騰が続き、不足も続いているところですので、道産建築材を安定的に供給する体制の構築が求められていると思います。

一方で、道全体の話としては、2050年までに二酸化炭素の排出量をゼロにする「ゼロカーボン北海道」を全庁的に取り組んでおります。森林・林業・木材産業に非常に大きな注目が集まっているところでございまして、コストの軽減を図りながら森林整備をやっていくことも必要と考えております。

さらに森林に触れ親しむ「木育」の推進も課題となっております。道内外への幅広い普及・定着に取り組むことも課題と考えております。

本日は、森林づくりの基本となる「地域森林計画」をご審議いただくことになっておりまして、また、北海道森林づくり基本計画、道有林基本計画もご報告させていただきます。委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。私からのご挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

○山口 企画調整担当課長

まず、議事に先立ちまして、本年委員改選を行い、新たに委員になられた方も含めて、この体制で2年間進めてまいります。皆様をご紹介させていただきます。

まず、北海道大学大学院農学研究院教授でございました小泉 章夫委員でございます。事前に委員の皆様にお諮りした結果、本審議会の会長にご就任いただいております。

続きまして、新しく委員になられた方をご紹介させていただきます。

公募により新たに委員に選考させていただきました（株）森総の青山 恵利加委員でございます。

続きまして、北村林業（株）の代表取締役の北村 昌俊委員でございます。

続きまして、本日オンラインでの出席となっておりますが、北星学園大学 准教授の柿原 久仁佳委員でございます。

続きまして、前期に引き続き委員になられました方を時計回り、お席の順にご紹介させていただきます。

初めに、北海道林業協会 会長の有末 道弘委員でございます。

続きまして、北海道森林管理局長の猪島 康浩委員でございます。

旭川市経済部旭川動物園 嘱託職員の北川 裕美子委員でございます。

株式会社北海道ポットラック 代表取締役の前田 あやの委員でございます。

北海道漁業協同組合女性部連絡協議会 副会長の山口 加津子委員でございます。

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 北海道支所長の吉田 和正委員でございます。

続きまして、本日はオンラインでの出席となっております（株）サトウ 代表取締役社長の松永 秀司委員でございます。

北海道地方森林林業木材関連産業労働組合連合会 執行委員長の兼子 公博委員、中田木材工業（株）代表取締役社長の中田 博文委員、早川陽子設計室 主宰の早川 陽子委員、美深町長の山口 信夫委員の4名におかれましては本日ご欠席となっております。皆様どうぞよろしくお願いたします。

まず、議事に先立ちまして、本会議への委員の出席状況についてご報告いたします。本日は委員15名中11名のご出席をいただいております。従いまして、定数の半数以上を満たしておりますので、「森林法施行細則」第18条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。お配りしている資料の一覧表が次第の次にございます。皆さんのお手元には資料1から資料6まで配布してございます。資料1、資料2、資料3につきましては、資料一覧のとおり枝番がついております。大冊の資料となっておりますが、資料をご確認いただき、不足している資料等があれば事務局の方にお伝えください。よろしいでしょうか。

それでは、これから審議に移らせていただきます。本会議につきましては、「森林法施行細則」第17条の規定によりまして、会長が議事を主宰することになっておりますので、これからの議事進行につきましては、小泉会長にお願いいたします。小泉会長よろしくお願いたします。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

皆様こんにちは。今日は悪天候の中、オンラインでもお集まりいただきましてどうもありがとうございました。引き続き、私の方でこの会の司会進行をさせていただきます。皆様、活発にご意見、ご審議いただければ大変ありがたいと思っております。

(2) 議事

<(1)地域森林計画の樹立及び変更について>

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

さっそく今日の議事に入らせていただきます。

まず初めに、議事の1番、地域森林計画の樹立及び変更についてですが、令和3年度に計画を樹立する2つの地区、留萌及び釧路根室森林計画区の森林計画書（案）と、それ以外の11の森林計画区の変更計画書（案）について、北海道知事より諮問を受けております。これについて事務局より説明をお願いいたします。

○渡邊 森林計画課長

森林計画課長の渡邊でございます。

お手元の資料1-1に沿いまして、本日の諮問事項であります「地域森林計画の樹立及び変更について」説明させていただきます。

<資料1-1「地域森林計画の樹立及び変更について」>

はじめに、「地域森林計画」の制度について、その概要を御説明した後、今回、樹立いたします「留萌」及び「釧路根室」の両計画区に係る地域森林計画の案について、ご説明いたします。

次に、「留萌」と「釧路根室」以外の計画区に係る地域森林計画の変更について、ご説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。まず、地域森林計画についてですが、地域森林計画は、都道府県知事が、民有林における「森林整備及び保全の目標等」を明らかにするとともに、「市町村長が策定する森林の整備に関する計画の指針」として策定するものです。

なお、地域森林計画の案については、森林法の規定により森林審議会へ諮問することとされており、

次のページをご覧ください。森林計画制度の体系についてご説明いたします。

まず、政府が森林・林業施策の長期的な方向性を示す「森林・林業基本計画」を定め、農林水産大臣は、国の基本計画に即し、森林の整備・保全の目標や伐採や造林などの計画量を明らかにする「全国森林計画」を定めます。国の基本計画、全国森林計画とも、本年6月に閣議決定されているところです。

「地域森林計画」は、知事が「全国森林計画」に即し策定するものですが、道では、「北海道森林づくり基本計画」の長期的目標などとも整合を図りながら策定しております。

市町村長は、「地域森林計画」に即して、「市町村森林整備計画」を策定します。これは「森林所有者等が行う伐採や造林などの森林施業の規範」となります。

森林所有者等は、自らが管理する森林を対象に、市町村森林整備計画に即した「森林経営計画」を策定することができ、伐採や造林等の5年間の計画を建て、その内容について市町村長の認定を受けると、税制や補助金などで優遇措置を受けることができます。

なお、国有林でも、地域森林計画と同様に、「地域別の森林計画」を策定しますが、策定に当たりましては、道と森林管理局が十分に調整し、連携を図っているところでございます。

次のページをご覧ください。北海道の森林の現況についてご説明いたします。

本道の森林面積は、全国の22パーセントに当たる約554万ヘクタールで、森林率は71パーセントとなっています。所有区分別では、黄色に塗られた国有林が約306万ヘクタール、森林面積の55パーセントを占めております。地域森林計画の対象となる民有林は、緑色に塗られた市町村有林と私有林等が合わせて34パーセント、ピンク色で塗られた道有林が11パーセントとなっています。全国と比べると、国有林と道有林を合わせた割合が多くなっています。

次のページをご覧ください。道内の森林計画区についてご説明いたします。

地域森林計画は、本道では、主な河川の流域を基本に13に区分した森林計画区を単位として策定し、各計画区で5年ごとに、1期10年として策定しています。

今回、地域森林計画を樹立するのは、オレンジ色に塗られている「留萌」計画区と「釧路根室」計画区の2つとなっています。それ以外の11の計画区については、地域森林計画の一部を変更することとしています。

次のページをご覧ください。計画の樹立に当たりましては、地域の特性や課題を計画に反映できるように、地域の皆様と意見交換を行っております。まず、2月から7月にかけて、森林現況の調査や、市町村及び森林組合を対象としたアンケートを実施し、その結果を基に、8月に「地域森林づくり検討会」として、意見交換会を開催しております。本年はコロナ禍での対策としてオンラインでの開催となりました。

それらを踏まえて計画案を作成し、広く公告・縦覧などを行い、本日お示ししています計画案を作成したところです。審議会でご答申いただいた後は、速やかに農林水産大臣へ協議し、大臣の同意が得られ次第、計画の樹立・変更となります。

なお、釧路根室の地域森林づくり検討会には、松永委員と、前委員である西川様、永野様に御参加いただきました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

資料の6ページをご覧ください。今回樹立する地域森林計画案について、主な内容をご説明します。

まず、地区の概要について、留萌森林計画区からご説明します。留萌計画区は、北部から南部にかけて天塩山地、増毛山地が連なっており、急峻な地形が多く、また、緯度の割には比較的温暖ですが、冬は北西の季節風が強いなど、気象条件が厳しい地域です。

次のページをご覧ください。留萌計画区の森林・林業の概要ですが、森林面積は、約 28 万 6 千ヘクタールで総面積の約 8 割を占めております。そのうち民有林は約 9 万 8 千ヘクタールで、森林面積の 34 パーセントと、全道平均の 45 パーセントよりやや低くなっています。また、民有林の森林蓄積はヘクタール当たりで 123 立方メートルと、全道平均より低くなっています。なお、森林経営計画の認定率は 85 パーセントと、こちらは全道で 2 番目に高い地域となっています。

続いて、留萌計画区の森林資源の現況です。左上の表にありますように、民有林のうち人工林は 33 パーセントを占め、全道平均と同程度となっています。また、左下の棒グラフは、民有林人工林の樹種別・年齢別面積を表しており、樹種別では、緑色のトドマツが全体の 75 パーセント、カラマツは 10 パーセント、アカエゾマツが 9 パーセントとなっています。

年齢構成では、8～10 年齢に多く分布しており、トドマツの 85 パーセント、カラマツの 77 パーセントが主伐期を迎え、利用可能な資源の増加が見込まれています。

続きまして、現行計画のここ 5 年間の計画量と実績についてご説明します。主伐及び間伐については、木材工場が少ないなど、地域での原木需要が低く、管外への運搬費が掛かり増しとなることなどから、森林所有者の経営意欲が低下しているといった意見をいただいております。留萌計画区の南部では所有者不明の森林が多いなど施業が進まず、計画を下回っております。

人工造林及び天然更新は、主伐が進まず、更新すべき森林が少なかったことから計画を下回っていますが、伐採した跡地は適切に更新されているところでございます。

保安林の指定は、計画期間内の指定が進んだため計画を上回っているところでございます。

続きまして、釧路根室森林計画区の概要についてご説明いたします。本計画区は、北海道の最東部に位置し、東部はオホーツク海、南部は太平洋に面しています。春から夏は霧が多いため湿度が高く気温が上がらず、秋から冬は晴天の日が多く、乾燥し寒冷的な気候となっております。また、釧路湿原、風蓮湖、春国岱など数多くの湿地が存在し、全国の湿地面積の 56 パーセントを有しております。

次に、釧路根室計画区の森林・林業の概要です。森林面積は、約 56 万 1 千ヘクタールで総面積の約 6 割、そのうち民有林は約 26 万 8 千ヘクタールで、森林面積の 48 パーセントと全道平均と同程度となっております。また、民有林の蓄積はヘクタール当たりで 151 立方メートルとこちらも全道平均と同程度となっています。一方、経営計画の認定率は 67 パーセントとなっております。こちらは全道で 2 番目に低い地域となっています。

続いて、釧路根室計画区の森林資源の現況についてご説明します。左上の表にありますように、民有林のうち天然林面積が 67 パーセントを占め、全道平均と比べて天然林が多い地域となっております。左下の棒グラフは、民有林人工林の樹種別・年齢別面積を表していますが、カラマツが 52 パーセント、トドマツが 30 パーセントを占め、年齢構成では、カラマツ、トドマツともに利用期を迎えた 8 年齢以上の森林が多く、成熟した資源の有効活用と、伐採後の確実な更新を図ることが重要と考えております。

続いて、現行計画のここ 5 年間の計画量と実績についてご説明します。主伐は、着実に実施され、おおむね計画どおり実行されております。間伐は、面積は計画をやや下回りましたが、高齢級での実施割合が多くなったことから、材積ではおおむね計画どおり実施されました。

人工造林も、伐採後の植栽が適切に実施されたことから、おおむね計画どおり実施しております。

天然更新については、天然林の択伐が進まず、更新すべき森林が少なくなったことなどから、計画を下回っております。

保安林の指定は、後期計画に繰り越した箇所があったことから、計画を下回っております。

資料の 14 ページをご覧ください。この 5 年間で、留萌、釧路根室計画区では、例えば主伐量は、留萌では 1.6 倍、釧路根室では 1.3 倍に増えるなど森林施業が進められてきておりますが、更なる推進に向け、樹立区の地域課題とその解決に向けた取組の方向性について検討しております。

2 月に市町村や森林組合を対象に実施したアンケートでは、「北海道森林づくり基本計画」の施策の展開方向から主な課題を示し、各市町村が特に重要と感じている課題を選択いただき、多かった項目について、地域の課題として整理したところです。

その結果、「計画的な伐採・造林」と「担い手の育成・確保」は両計画とも課題として挙げられ、そのほかに、留萌では「路網整備の推進」、釧路根室では「森林被害の防止」が課題として挙げられました。

次のページをご覧ください。地域から出された主な意見といたしましては「計画的な伐採造林」については、両計画区とも、所有者の施業意欲の低下や所有者不明な森林の存在などが理由となって森林経営計画が策定されず伐採や造林が進んでいないとのご意見がありました。

「担い手の育成・確保」では、林業従事者の不足、特に造林作業者が高齢化し募集に人が集まらない、採用後の定着率が低く、人材不足から現状の事業量が限界との意見をいただいております。

留萌計画区で課題とされた「路網整備の推進」では、急峻な地形により開設コストが高くなりがちで、幹線道路も少ないためアクセスできる施業箇所が少ない、また、地形的に農地を避けて路網を設置することが難しく、開設が困難であるといった意見をいただきました。

釧路根室計画区で課題とされた「森林被害の防止」では、気象害や獣害、特に野ねずみの被害により、毎年被害地への補植が必要となり、コスト増となるほか、業務増による労働者不足が懸念されているとの意見をいただいております。

地域の皆様からの意見を踏まえ、地域の課題とその対応方向を整理しております。資料は留萌の 16 ページと釧路根室の 17 ページをご覧くださいいただければと思います。

「計画的な伐採・造林」については、市町村による森林所有者への森林経営の意向調査などの取組の推進により森林経営計画の策定を進め、施業の集約化を推進していくこと、特に留萌では、地域全体で森林認証を取得する動きがございますので、これを活用し、地域で一体となった森林の管理・経営が重要とまとめております。

「担い手の育成・確保」については、それぞれ地元を設置しております「担い手確保推進会議（協議会）」を中心に育成・確保を図ること、「北の森づくり専門学院」と連携した実習や学生の受入、併せて、コンテナ苗や下刈り機械の導入等による軽労化や省力化について、検討することとしています。

留萌計画区で課題とされた「路網整備の推進」については、整備が必要な森林がまとまり、地形等から路網を整備しやすい箇所を選定し、先行的に路網を整備することで、効率的・計画的な伐採・再造林を推進する地域のモデルづくりに取り組むことや、森林整備協定の締結により国有林や道有林との所管を超えて路網の共有等を行い、施業の効率化や低コスト化を推進していくことをまとめております。

釧路根室計画区で課題とされた「森林被害の防止」については、野ねずみへの耐性の高いクリーンラーチ等の活用や、伐採後の枝葉の除去など、野ねずみが生息しづらい環境をつくることや、エゾシカ対策では引き続き、関係機関と連携を図った対策を取ることなどを記載しております。

続いて、地域森林計画案における主な計画事項についてご説明します。

資料の 18 ページをご覧ください。こちらは「市町村森林整備計画の指針」となるもので、前計画から大きな変更はございません。「立木の標準伐期齢に関する指針」については、主伐の日安となる林齢について、市町村森林整備計画において標準伐期齢として定めることとなっておりますが、地域森林計画では、例えばエゾマツやアカエゾマツは 60 年、トドマツは 40 年、カラマツは 30 年など、その指針を定めています。なお、例えば水源の涵養機能の発揮が特に求められる森

林では通常の標準伐期齢に 10 年プラスした林齢とするなど、公益的機能の維持増進を図るため、森林に求められる機能に応じた、主伐の適正な林齢の基準を定めております。

次のページをご覧ください。「人工造林の標準的な方法」については、森林の適確な更新を図るため、地域の自然条件等を勘案し、主要樹種ごとの植栽本数に関する指針などを定めています。なお、植栽本数につきましては、現在、作業の低コスト化や省力化を推進するため、植栽本数の低減を積極的に検討することとしており、特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとしています。

次のページをご覧ください。間伐についても、間伐を実施すべき標準的な林齢や間伐率などの指針を定めています。

資料の 21 ページをご覧ください。続きまして、両計画区の森林整備に係る計画量についてご説明します。

計画量は、森林資源の状況と、森林の機能に応じた望ましい姿に誘導するために必要な事業量を基本に、地域の実情等も加味して算定しております。

まず留萌計画区です。伐採材積のうち、主伐については、人工林の多くが標準伐期齢を超え、主伐対象森林は増加していますが、成長量が小さいことやこれまでの実績なども踏まえ、現行計画をやや下回る計画量としております。

間伐については、主伐対象となる資源が増加し、間伐の対象となる保育期の資源が減少することから、こちらも現行計画をやや下回る計画量としています。

留萌計画区では、ここ 5 年の実績は計画の半分程度と、なかなか整備が進んでいない状況にあります。先ほどご説明した地域課題の解消や、森林認証を核として、地域で一体となった木材の需要先の確保などの取組を関係機関が連携して推進することなどによりまして、計画を達成するよう努めてまいりる考えでございます。

造林面積のうち、人工造林については、主伐量の減少に伴い、更新面積が減少することから前計画をやや下回る計画量となっており、天然更新については、前期の実績も踏まえ、天然林から育成複層林への誘導ペースを見直し、前計画を下回る計画量となっております。

保安林の指定は、引き続き計画的に実施していく予定です。

続いて、資料 22 ページの釧路根室計画区です。まず伐採材積ですが、主伐については、利用期を迎えた人工林が前期と同程度見込まれることから、前計画と同程度の計画量としており、間伐については、主伐対象となる資源が増加し、間伐対象となる保育期の資源が減少しますが、蓄積の大きい高齢級での実施が多く見込まれることから、前計画と同程度の計画量としております。

造林面積のうち人工造林については、主伐が前計画と同程度であること及び前計画の実行量を考慮し、前計画をやや下回る計画量としており、天然更新については、前期の実績を踏まえ、天然林から育成複層林への誘導ペースを見直し、前計画を下回る計画量となっております。

保安林の指定は、引き続き計画的に進めてまいります。

今回樹立する計画案の主な内容は以上となります。

続いて、資料 23 ページからは、今年 6 月に閣議決定された全国森林計画の変更による、地域森林計画の一斉変更について説明いたします。

主なものとして「特に効率的な施業が可能な森林」の設定、「森林資源の保続が可能な主伐量の上限の検討」、「全国森林計画の変更に伴う計画量の見直し」がございました。

その他に、集材路の作設など搬出方法について一部文言の修正があり、また、全国森林計画の変更のうち、伐採権者と造林権者の役割の明確化や無断伐採等に関する情報を提供できる仕組みの実現については、市町村森林整備計画において各市町村で一斉変更することとなっております。

始めに、資料 24 ページで「特に効率的な施業が可能な森林」の設定についてご説明いたします。

地域森林計画では、森林の持つ様々な機能の高度発揮のため、森林を「水源涵養林」や「生活環境保全林」など、5つの区域に分類し、それぞれの区域に応じた森林整備により望ましい森林

の姿に誘導していくこととしています。これをゾーニングと呼んでおりますが、今回、国の計画制度の見直しによりまして、ゾーニングのうち、木材等生産林の中に新たに「特に効率的な施業が可能な森林」というゾーンを追加することになりました。

次のページをご覧ください。「特に効率的な施業が可能な森林」では、森林資源の持続的な利用のため、地形が平坦で林道から近いなど林業に適した林地を抽出し、再造林を促進していくもので、当該森林に指定されますと、原則として、伐採後の更新は植栽を必須とします。

地域森林計画では、本区域について、「市町村森林整備計画において新たに定めること」を記載するほか、当該森林については、原則、植栽を必須とすること等を記載することとしています。

次のページをご覧ください。「森林資源の保続が可能な主伐量の上限の検討」についてご説明いたします。

地域森林計画の主伐計画量は、資源状況や伐採実績に応じて算出しておりまして、全国的には主伐後の再造林がなかなか進まず、資源の持続的な利用に懸念があるという問題がございます。

そこで、再造林率を向上させ、問題意識を喚起するため、地域森林計画に参考資料として、再造林率に応じた「持続的伐採可能量」を添付することとなりました。

なお、再造林率は全国では3割程度と進んでおりませんが、道内では8割と高く、伐採量は現状で特に問題はありません。

具体的には、育成単層林として維持すべき森林を対象に、森林資源を平準化していく伐採量を算出する計算式により第1表の「主伐上限量の目安」を算出し、これに再造林率を乗じ、第2表の「持続的伐採可能量」を算出することとなっています。

なお、資料には本年樹立対象の留萌及び釧路根室計画区の主伐上限量の目安と、再造林率に応じた持続的伐採可能量を記載しております。

資料の27ページをご覧ください。計画量の変更につきまして、本年6月に閣議決定された全国森林計画において、天然生林から育成複層林への誘導ペースを落として、天然林における伐採計画量が、大きく下方修正されたことから、道内の各計画区についても、計画量の見直しが必要となったところです。

そこで、各計画区、それぞれ実績等も考慮のうえ、天然更新の計画量の見直しをグラフのとおり実施しております。

なお、胆振東部及び上川北部については、天然更新の実績が多く、全国計画の計画量の範囲内であったことから、今回、計画量の変更は実施していません。

次のページをご覧ください。最後に、その他の地域森林計画の変更となる項目についてご説明いたします。

まず、森林の区域の変更についてです。森林からダム敷地等への転用や、逆に、草地等から森林に編入されたことなどにより、森林の区域面積は昨年度から約482ヘクタール減少しています。

また、要整備森林の変更については、保安林の機能を発揮させるため施業の実施が必要として要整備森林として指定された森林について、定められた施業が完了したために2地区4箇所を指定を解除することとしています。

次のページをご覧ください。計画期間中における林道の開設及び拡張の計画の変更について、新たに21路線の開設と71箇所の拡張を追加することとしています。

変更案についての説明は以上であり、これで諮問事項に関する説明を終わります。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ありがとうございました。ただ今、説明のありました審議事項「地域森林計画の樹立及び変更について」の審議を行いたいと思います。ご質問、ご意見がございましたらお願いします。どなたからでも結構です。2つの地域の各論でも、総論でも結構です。どなたか口火を切っていただければ。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

それでは私からお尋ねします。資料1-1 8ページ（留萌地域森林計画区）の齢級配置を見ますと、ご説明のとおり主伐期の齢級が突出しており、ここを伐らないと新しく植えていけませんから、平準化はなかなか遠いという気がしますが、計画通り進まなかった理由として、地域での需要がなかったという説明でした。伐る計画を立てるのは簡単ですが、需要と結びついていないとなかなか動きません。地域外の製材工場と結びつけることは可能なのでしょうか？

○土屋 森林計画担当局長

森林計画担当局長の土屋です。地域以外の製材工場、すなわち周辺の需要に対して供給していくということについてであります。輸送費がかかるということ、説明にもあったとおり成長が少し遅い地域であり、路網が十分整備されていない、といった事が相まって管外への材の供給が進んでいないと伺っております。地域では、このような問題意識のもと、森林認証の取得などに取り組みながら、地域ブランドのPRに取り組もうとしているところでございます。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ありがとうございました。他にございませんか。

○北村 委員 <北村林業（株） 代表取締役>

北村でございます。どちらの地域も天然更新の計画が減っており、それは理解できるのですが、天然更新は択伐を計画しているものと思います。資料1-1 20ページにはカラマツ・トドマツ・アカエゾマツの人工林間伐に関する指針が出されています。地域で差はあると思いますが、天然更新の択伐の指針というものも、目標林分を含め提示していかないと各地で違った方向に動いてしまうと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○渡邊 森林計画課長

択伐に関し、伐採すべき時期の目標などは確かに作ってはいないところでございまして、この後に報告する基本計画（案）の中で説明いたしますが、育成複層林への誘導につきましては、全国森林計画においても、近年、大雨による災害等も多い中で公益的機能を発揮する森林を確保しなければならないことから、天然林から育成複層林への誘導のペースを下げるよう見直されております。

また、道内におきましては、公益的機能の発揮のために手入れが必要な天然林で施業して育成複層林に誘導していくことを考えております。

こちら基本計画での説明があると思いますが、広葉樹資源をどう活用していくかが今後大きな課題となってまいりますので、その資源量の精査などをこれから進めて行く中で、そういった択伐のあり方などの検討も出てくると考えております。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ありがとうございました。最初に申し上げるべきでしたが、審議会の時間は全体で15時半までとなっております。タイトな日程で恐縮ですが、まだもう1、2点ご意見を伺っていきたいと思います。いかがでしょうか。

○松永 委員 <(株)サトウ 代表取締役社長>

ウェブで参加している松永です。よろしくお願します。各計画区の計画書を見て気になるのは人工林の標準伐期の関係なのですが、実際の立木の齢級とかなり mismatch しているのではない

かと思えます。トドマツで40年、カラマツで30年で主伐することが標準で設定されているというのですが、既に全体的な林分がそれを超えている状況にあり、実態に合っていないという気がします。標準伐期を見直さないと今後の資源の更新も噛み合っていないと思えますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○土屋 森林計画担当局長

標準伐期齢につきましては、保安林などでの伐期の基準にも使われておりました、成長量が最大になるような時期ということで設定させていただいております。ですから、この伐期齢以上であれば、主伐を行っても構わないとなるわけですが、実際の伐採計画量の算出にあたりましては、伐採の傾向（トレンド）などから算出しており、基本的にはご懸念のような将来の計画量には影響しないと考えております。このため、伐採の傾向（トレンド）に合わせて標準伐期齢を見直すということは今のところ考えておりません。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

松永委員よろしいでしょうか。

○松永 委員 <(株)サトウ 代表取締役社長>

はい。ありがとうございました。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

他にございますか。それでは地域森林計画に関する諮問事項については、特に異論はないようですので、適当である旨を答申してもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それではこの諮問事項に関しては適当である旨を答申することといたします。最終的な答申は、私に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

< (2) 報告事項 >

< ① 北海道森林づくり基本計画の見直しについて >

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

それでは続きまして、議事（2）「報告事項」に進みます。最初に、報告事項①として「北海道森林づくり基本計画の見直しについて」の説明をお願いいたします。

○立原 総務課課長補佐

水産林務部総務課の立原と申します。私から「北海道森林づくり基本計画（素案）」についてということで、お手元の資料2-1により、基本計画の見直しの内容についてご説明させていただきます。

< 資料2-1「北海道森林づくり基本計画（素案）の概要」について >

基本計画の見直しについては、7月の審議会において、現状や現行計画の進捗状況と併せて骨子についてご説明し、11月には素案のたたき台のご意見を伺いながら進めてきたところです。いただいたご意見のうち、すぐに対応が可能なものについては、今回の素案に既に反映しております。また、それ以外のものについては、今後作成する計画案での反映に向け、引き続き検討して

いくこととしております。第3回の審議会の開催を来年の2月に予定しておりますので、その審議会で案をお示して、ご審議いただければと考えております。

これまでにご説明している内容や、事前に11月にたたき台としてお配りしているものと重複する部分もございますが、新たな委員の方もいらっしゃいますので、素案の内容について簡単にご紹介いたします。

まず、資料の左上に「第1 計画策定の考え方」となっており、順に右下「第6 推進体制」まで、構成別に概要を示しております。

左上、「第1 計画策定の考え方」ですが、計画期間については、令和4年度から13年度の10年間で、5年ごとに計画の見直しを行うもので、今後20年という長期を見通して当面10年間の施策を示すものとしております。

「第2 森林づくりに関する基本的な方針」ですが、「本道の森林づくりを取り巻く情勢と直面する課題」として、これまでの議論でご指摘などいただいたものを整理したのになります。3つ並ぶ図の左側、「ゼロカーボン北海道」実現への期待が高まる中で、今後、森林の若返りと木材利用の一体的な推進が必要なことや、真ん中になりますが、将来的に、これまで伐採対象としてきた人工林の減少が見込まれる中、資源が回復しつつある天然林や人工林内に自生する広葉樹についても、育成・有効活用が必要なこと、右側ですが、少子高齢化が進行する中で、今後の事業量増加に対応するためには、高齢者の多い森林づくりを担う人材の確保と、施業の一層の効率化が必要であるとしております。一段下に移りまして、いわゆるウッドショックということで、輸入材価格高騰等で道産建築材の需要が高まる中、道産建築材の供給力強化と幅広い分野での道産木材の需要拡大が必要なこと、その下に写真がございますが、二酸化炭素排出削減に対する企業等の関心が高まる中で、木育マイスターや企業など多様な主体との連携を進めることが必要と整理しております。

今回の計画では、こうした情勢変化を受けて、喫緊の課題解決に向け、「森林資源の循環利用と木育の一層の推進」を施策推進の基本的な方向とするほか、今回、新たに7つの重点的な取組を基本計画に位置づけ、具体的な取組内容や行動主体を明示しながら、計画を推進することとしております。

「第3 計画の目標」について、グラフが3つ並んでおりますが、3つの「長期的な目標」、「めざす姿」としまして、今後20年間を見通した数値目標を設定することとしております。

左側、緑色の「地域の特性に応じた森林づくり」としてありますが、先ほど森林計画課長が説明した内容と重複するところもございますが、育成単層林のうち効率的な施業、木材生産が可能な森林では、計画的な伐採と着実な植林を積極的に進める一方、公益的機能の発揮が特に求められる森林などで育成複層林への誘導を増加させることとして、それぞれの誘導面積の目標を設定しています。

真ん中、黄色とオレンジの「林業及び木材産業の健全な発展」では、道民の生活に木材・木製品の利用が定着することを目指し、成長が良く、傾斜が緩やかで林道からの距離が近い人工林などを対象として、一層のコスト縮減や集約的な伐採などに重点的に取り組むことで産出される量を増やしていき、利用する部分としては、建築材をはじめ道民の暮らしに身近な家具や木質バイオマスのエネルギー利用など様々な用途での利用を進め、直近の実績の446万立方メートルから540万立方メートルに増加させる指標を設定しました。

今まで、製材・合板等の量がパルプ・エネルギー等と比較して伸びておらず、横ばいであるこ

とから、両方とも伸ばしていく取組を進めていくほか、参考値として用途別の内訳も掲載していく考えであります。

また、右側「道民との協働による森林づくり」については、木育がより多くの方に身近なものとなるよう、植樹や育樹などの木育活動に取り組んでいる道民の割合を増加させることを目指し、指標を見直しています。

資料の右ページ、「第4 施策の展開方向」ですが、重点的な取組ということで「1 森林資源の循環利用の推進」に関連する6つの重点取組について記載しております。

具体的には、重点取組①「ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくり」として、コンテナ苗や林業機械を活用した低コストな植林や、クリーンラーチ苗木の増産などに取り組むことを記載しております。重点取組②「広葉樹資源の育成・有効活用」について、先ほど、地域森林計画の説明もありましたが、地域森林計画では天然林の伐採方法として、択伐30パーセントという基準をお示しし、その後の天然更新の方向なども示しているところであり、そういったところで広葉樹資源をしっかりと育成していく、また、現在わかっていない資源量については、的確に把握していくということに取り組み、次世代資源の造成を着実に進めていくほか、その先には有効活用ということも見据えて進めるということに記載させていただいております。重点取組③「道産トドマツ建築材の安定供給体制の強化」では、今後伐採の増加が見込まれるトドマツについて、高精度な森林調査に取り組むとともに、市場が求める品質や性能の確かな建築材、特に乾燥材などについての供給力を強化するためのマッチング支援に取り組むこととしております。次に、これまでの議論でもありましたが、重点取組④「森林づくりを担う『人材』の確保」では、SNS等を活用した林業の魅力の発信による担い手の育成・確保や、林業事業者の経営体質の強化などに取り組むことを記載しております。重点取組⑤「スマート林業による効率的な施策の推進」では、造林作業においても機械等を使って効率化・省力化をすることや、ICTハブスタによるサプライチェーンマネジメントの実証などに取り組む、木材の生産、流通、利用までの幅広い事業者間の連携によりスマート林業を展開することを進めていきたいと考えております。重点取組⑥「HOKKAIDO WOOD ブランドの浸透などによる道産木材の需要拡大」では、HOKKAIDO WOOD HOUSE や、HOKKAIDO WOOD BUILDING 登録制度の活用など住宅・中高層建築物の需要拡大、また、住宅や中高層建築物だけでなく内装材や家具・建具、さらには土木分野等における道産木材の利用促進の取組を進めていきたいと考えております。

「2 木育の推進」の重点取組⑦「木育マイスターや企業などによる木育活動の推進」では、多様化する木育活動をコーディネートできる人材の育成や、環境保全意識の高い企業等の木育への参加を促すことなどを記載しています。

その他、1-1から6まで示している部分は、重点的な取組も含め、条例に基づき体系的に施策を整理して記載したものであり、現行計画からの主な変更点としましては、「1-1 森林の整備の推進及び保全の確保」で、胆振東部地震の被災森林において効率的な森林の復旧を行うことを新しく記載しております。「2-1 道民の理解の促進」では、平成30年に制定された条例に基づく「植樹の日・育樹の日」の普及などについて新しく記載しており、「3 山村地域における就業機会の確保等」では、ワーケーションの促進など山村地域と都市部との交流による関係人口の拡大などの施策を推進することを新たに記載しています。

「第5 連携地域別の森林づくりの取組方向」については、「北海道総合計画」の考え方に沿って、6つの「連携地域」ごとに、地域の特性などを踏まえた森林づくりの課題と取組方向を記載

しています。

最後に、「第6 計画の推進体制」では、市町村や関係団体、国有林との連携などについて記載しています。

以上が「基本計画（素案）」の概要ですが、こうした施策を進め、ゼロカーボン北海道にも貢献し、林業・木材産業が地域の基幹産業として持続的に発展できるよう計画の見直しを進める考えです。

＜資料2-2「北海道森林づくり基本計画（素案）重点的な取組について」＞

資料2-2は、今ご説明した重点的な取組についてそれぞれまとめたもので、これまで審議会でもお示ししてきた資料を肉付けし、目標数値などを入れたものです。

＜資料2-3「北海道森林づくり基本計画（素案たたき台）に係る森林審議会委員からの意見（主なもの）」について＞

資料2-3をご覧ください。今回の素案を作るにあたり、前段の11月時点で「基本計画（素案たたき台）」として、審議会委員の皆様にお送りし、いただいたご意見の主なものをまとめたものです。

例えば、「森林資源の状況」では、用途の異なる針葉樹材と広葉樹材について、針葉樹材の減少を広葉樹材でどのように補完する考えなのかというもの。「重点的な取組」では、トドマツだけでなく、カラマツやアカエゾマツも方向性を明示すべきではないかというもの。木育の定義の再確認と現実に即した活動方法を検討し、木育活動を「草の根の非営利、企業のCSRなどの営利、教育との連携」などに区分した上で、目標に向かう意義ある活動を重視すべきといった意見をいただきました。

繰り返しになりますが、意見のうち、すぐに対応が可能なものについては、今回の素案に反映を行っており、それ以外のものについては、今後作成する「計画案」での反映に向けて引き続き検討していくこととしております。また、12月29日までを期限に、現在パブリックコメントを行っておりますので、その内容も含めて、計画案での整理を行い、2月の審議会で案をお示しいとと考えております。

＜資料2-4「北海道森林づくり基本計画（素案）の概要」について＞

＜資料2-5「北海道森林づくり基本計画（素案）」について＞

最後に、資料2-4、2-5として、議会でも報告させていただきました素案の概要また本編について添付させていただいております。以上で報告を終了いたします。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

はい、ありがとうございます。この計画の素案については、前期の委員には意見照会をいただいております。ただいまご説明ありましたように、その主な意見についての資料2-3にまとめられているところです。これを踏まえて、何かご質問等ございますか。

○吉田 委員

吉田です。ご説明ありがとうございました。私からは、重点取組②に関連すると思われること

をお聞きしたいのですけれども、例えば、資料2-5「北海道森林づくり基本計画（素案）」の5ページ、下から4行目以降を読みますと、一時的に資源が減るため、針葉樹資源の補完を広葉樹資源で行うようなことと取られる文章になっていると思うのですが、実は、資料2-3の一番最初の意見を出したのは私で、これに対して「今後検討」というお話でしたけれども、今の時点でそれに関するお答えのようなものがありましたらお伺いしたいのですが、いかかでしょうか。

○岡嶋 林務局長

林務局長の岡嶋でございます。吉田委員からご質問あった点ですけれども、人工林針葉樹材の用途と広葉樹材の用途というのは委員がおっしゃるとおり異なっており、針葉樹ですと建築材、羽柄材や梱包材などの輸送材、広葉樹ですと家具や日用品、造作材などが用途となっています。人工林針葉樹が将来的に減ることとなって、針葉樹の用途を広葉樹の用途で直接的に補完するという意味合いでは我々は捉えてはおらず、人工林針葉樹が将来的に減少することへの対策としては、重点取組③の「道産トドマツ建築材の安定供給体制の強化」などの建築材の取組をしっかりと進めていく一方で、広葉樹の資源の回復が進んできて、その育成や活用もしっかりとやっていくということで、重点取組②「広葉樹資源の育成・有効活用」の取組も進めていきます。

今後の資源、それから木材需要の動向も踏まえて、針葉樹と広葉樹それぞれの対策を重点的に打つ必要があると考えているところです。

○吉田 委員

そうしますと、針葉樹と広葉樹資源はそれぞれ別だということですね。

○岡嶋 林務局長

針葉樹も広葉樹も同じく道内の森林資源なのですけれども、人工林で森林資源の循環利用の取組をしっかりと進める一方で、広葉樹資源が回復してきている傾向もありますので、育成をしながら有効活用していく考えでございます。

○吉田 委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ありがとうございました。この件につきましては、新しく委員になっていただいた方には、素案についてのご意見をいただいておりますが、来年の2月に改めて審議することになっており、そこでまたご議論いただければと思います。

< ② 道有林基本計画の見直しについて >

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

続けて、先ほどご説明のあった「北海道森林づくり基本計画」の施策別計画となります「道有林基本計画」の見直しについてのご説明をお願いいたします。

○岩崎 道有林課長

道有林課長の岩崎と申します。私から「道有林基本計画（素案）」の概要につきまして、お手元の資料3-1によりご説明させていただきます。

<資料3-1「道有林基本計画（素案）の概要」について>

まず、「第1 計画策定の考え方」についてであります。道では、道内の森林面積の約1割の61万ヘクタールを道有林として所有しております。本計画につきましては、道有林の整備及び管理に関する基本方針などを示すものとなっております。

次に、「第2 道有林の整備・管理に関する基本的な方針」ですが、「1 取り巻く情勢と直面する課題」といたしまして、緑色の囲みで課題を示しておりますが、本道では、伐採対象となる人工林の減少が見込まれる一方、天然林につきましては、資源が回復しつつあることから、木材の安定供給が可能となるよう人工林の計画的な整備とともに、広葉樹の育成を進める必要があります。

次に、「2 道有林の果たすべき役割」として、道が直面する行政課題の解決に向けて、先導的な森林づくりを実践することとしているほか、将来にわたって森林資源の保続が図られるよう、ICTを活用して人工林に加え天然林の資源量を把握する新たな手法の確立や、積極的な伐採・再造林、人工林の針広混交林化などによる北海道らしい森林づくりの確立、広葉樹を有効に活用した地域への原木の供給に取り組むこととしております。

これらの果たすべき役割を踏まえ、「3 基本方針と重点的な取組事項」といたしまして、「森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり」と「資源や技術力を活用した地域貢献」を基本方針に位置づけまして、「①森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり」では、ICTを活用した森林資源の把握や、積極的な伐採・再造林、天然力を活用した森林づくり、右側の「②資源や技術力を活用した地域貢献」では、森林施業の低コスト化・省力化の推進、地域の木材需要に応じた原木の安定供給などに重点的に取り組むこととしております。

続いて、「第4 計画の長期的目標」についてであります。今後の10年間を見通した数値目標として「目標の指標」を新たに設定することとしております。

「①森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり」では、公益的機能の発揮が求められる森林において、針広混交林などの育成複層林の増加を図るため、目標の指標として「育成単層林、育成複層林、天然生林別の森林面積」を設定し、令和13年度までに、育成単層林を11万ヘクタール、育成複層林を9万1千ヘクタール、天然生林を40万7千ヘクタールに誘導することとしております。

その下、「②資源や技術力を活用した地域貢献」では、地域の木材需要に対応し、供給力の強化を図るために、目標の指標として「森林づくりに伴い産出される木材の量」を設定し、令和13年度までに59万5千立方メートルを目指すこととしております。

続いて、「第3 道有林の整備・管理に関する基本的な事項」についてですが、まず、「1 地域の特性に応じた先導的な森林づくり」では、「ICTを活用した森林資源の把握」として、航空レーザー計測などを活用した広範囲の森林資源の効率的な把握、「積極的な伐採・再造林」として、条件の良い人工林における計画的な伐採と再造林の推進、「天然力を活用した森林づくり」として、広葉樹と混交している人工林の針広混交林化などに取り組むこととしております。そのほか、「路網の整備」や「森林の保全」、「森林の管理」として取り組む事項を記載してござい

す。

その下、「2 技術力・資源を活用した地域貢献」では、「森林施業の低コスト化・省力化の推進」として、先進的な高性能林業機械の導入の促進や、下草刈りの省力化に向けてカラマツ類のコンテナ苗の植林に取り組むほか、「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」として、造林・保育作業の軽労化やトドマツ大径木の付加価値向上に取り組む林業事業体を育成することとしております。

また、「地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給」としまして、地域の木材加工工場等との協定締結などによる原木の安定供給や、「企業と連携した森林づくりによるゼロカーボン北海道への貢献」、「胆振東部地震被災地の復旧」、「道有林の森林づくりを担う人材の育成」、「道有林の活用」に取り組むこととしております。

最後に「第4 計画の推進体制」として、道民や市町村の皆様のご意見を丁寧にお聞きして、森林の整備・管理に反映することを示していく考えでございます。

以上が「道有林基本計画」素案の概要でございます。

<資料3-2「道有林基本計画（素案）の概要」について>

<資料3-3「道有林基本計画（素案）」について>

添付しております資料3-2は、道議会に報告した計画素案の概要でございます。資料3-3につきましては、素案の本編となっておりますので、ご参照願います。以上で、私からの報告とさせていただきます。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ご説明ありがとうございました。道有林基本計画の素案についてのご説明を受けて質問をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

北海道森林づくり基本計画に沿った内容ですけれども、それを道有林が先導的に実践するということが書かれていると思います。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

<③ 北海道森林吸収源対策推進計画について >

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

それでは、報告事項③「北海道森林吸収源対策推進計画」について、ご説明をお願いします。

○渡邊 森林計画課長

森林計画課長の渡邊でございます。私から「北海道森林吸収源対策推進計画」の骨子（案）についてご説明させていただきます。

<資料4「『北海道森林吸収源対策推進計画』骨子（案）について」>

森林の適切な整備を通じた二酸化炭素の吸収量の確保など、地球温暖化対策に貢献する森林吸収源対策の推進のため策定している「北海道森林吸収源対策推進計画」につきまして、ゼロカーボン北海道の実現に向け、現在見直しを検討しているところですが、その骨子案を取りまとめたところです。前期から引き続き審議会委員にご就任いただいている方々には、11月に事前に資料

をお送りしていましたが、ここで改めて内容をご説明させていただきます。

お手元に配布の資料4をご覧ください。まず、「1 計画策定の考え方」についてですが、ゼロカーボン北海道の実現に積極的に貢献できるよう、森林吸収量の維持増加に向け、対策のさらなる充実・強化を図るため、計画を見直すこととしており、計画期間につきましては、これも現在見直しを進めております「北海道地球温暖化対策推進計画」との調和を図り、令和4年度から2030年であり、令和12年度までとしております。

次に、「2 現状と課題」についてですが、本道では、年齢が高く成長が遅い森林の割合が増加しており、現状では、森林吸収量が今後減少していくことが見込まれることから、森林の若返りや間伐の推進が必要であることなどを記載しております。

次に、「3 計画の基本的な考え方」では、現行計画の課題を踏まえ、森林吸収量の上積みが期待できる活力ある森林づくり、道産木材の利用促進、企業等と連携した森林づくりなどを重点的な取組として検討することとしており、「4 計画の展開方向」におきまして、3つの重点的な取組の具体的な施策について、それぞれ記載してまいりたいと考えているところです。

また、「5 計画の目標等」としまして、本道の森林による吸収量、固定量の維持・増加につなげる対策等を反映した新たな目標値を道独自に検討する考えでございます。

最後に、「6 計画の推進体制」としまして、関係者と連携して取り組む体制の整備や、関係者それぞれの役割などについて記載してまいりたいと考えております。

以上が、推進計画骨子案の概要であります。骨子案の本編を添付しておりますので、後ほどご参照していただければと思います。

今後、審議会の皆様からのご意見などを踏まえ、また、道議会での議論やパブリックコメントなどもいただきながら、今年度中には計画を策定する予定で、森林吸収源対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えています。私からは以上です。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ご説明ありがとうございます。ただいまの内容につきまして、ご質問がございましたらお受けします。

○有末 委員

ご説明ありがとうございます。吸収源対策という言葉は、何年も前から聞いていますが、「2050年でゼロカーボン」も含め、急速にこの言葉が使われるようになってきたのかなと思います。全体的に見て北海道の資源が成熟してきて、それを伐ることによって新しく苗木を植えて、それから、成長して、吸収を促進する、というようなイメージで捉えているんですが、元々吸収量を持っていた成熟した木を伐ったら吸収量はゼロになるのか、また、新しい木を植えて何年経ったら同じ吸収量になるのか、つまり、植えてすぐにでも目標どおりの吸収量となるのか、例えば5年、10年と成長していく中でなるのかなど、そういう計算結果はあるのでしょうか。

○土屋 森林計画担当局長

森林計画担当局長の土屋です。ご質問にありましたとおり、成長量というのが森林にはありまして、森林吸収源対策では、その吸収量をカウントするときに、基本的には現在の蓄積から前年の蓄積を引いて、その差分が成長量として計上されるわけでございます。

林齢に着目しますと、樹木が若い内、特に10年生から20年生あたりに非常に旺盛な成長量を示し、どんどん吸収量が上がっていき、ピークに達してまた下がっていくということになります。このため、林齢が高い樹木を伐採・利用して若い木に植え替えていくと、トータルとしては吸収量がアップしていくということでございます。実際の吸収量の計算では、そういった差し引きで、全体のボリュームの増減という形の中で算定されます。

もう一つ重要なのが、大きく立派に成熟した木を伐ることによって、原則としては伐った時点で排出、つまりCO₂を出したということでカウントされるわけですが、これを木材として活用することで、廃棄されるまでの間、長期間炭素を固定しているというカウントが可能となっております。これは資料ではHWP（伐採木材製品）の算定として説明しておりますけれども、こういった部分もしっかり評価しながら取り組んでいきたいと考えております。

道としては、森林資源の循環利用が非常に大事だと発信しており、木材として利用したものがしっかり評価されることが重要だと考えておりますが、実はこのHWPは、現在の計画における吸収量である480万t-CO₂の中には入っていませんので、現在、林産試験場等と連携して、道独自にHWP、そして、トータルの森林吸収量を算定していきたいと考えております。

○有末 委員

ありがとうございます。本当に、これから伐期を迎える木をどんどん利用するという意味で伐って、苗木を植えることと、あと一つですね、吸収量の多いクリーンラーチという木がありますが、これも育成される苗木が少ないということなので、計画する植栽面積を踏まえて、そうした苗木の育成も推進していただければありがたいなと思っております。以上です。ありがとうございました。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ありがとうございます。森林の若返りのためには、どんどん木を伐って使っていないいけないので、資料に「HWPの目標」とありますけれども、やはりカーボンストックを量として増やそうと思うと、建築と土木が一番量的には捌けるのではないかと思います。そのあたりも含めた話ということだと、「6 計画の推進体制」にもありますが、関係団体との連携が重要であり、推進体制の整備が非常に大事になってくると思いますので、その辺りをしっかりと計画で位置づけていただければと思います。

< ④ 北の森づくり専門学院について >

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

それでは、次に進んでよろしいでしょうか。報告事項④の「北の森づくり専門学院について」のご説明をお願いいたします。

○山崎 林業振興担当課長

林業木材課林業振興担当課長の山崎でございます。私からお手元の資料5に基づきまして北の森づくり専門学院、通称北森カレッジにおける来年3月に卒業を迎える第一期生の就職の内定状況と、来年4月に新たに入学する第三期生の入学試験の状況についてご説明させていただきます。

す。

<資料5「『北の森づくり専門学院』における第1期生の就職内定及び令和4年度入学試験の状況について」>

はじめに、資料の「1 第1期生の就職内定状況」についてですけれども、現在二年生になっております第一期生の着実な就業に向けて、企業ガイダンスの開催や教職員等による企業訪問などを行い、これまでに94社から求人をいただいております。10月から求人をいただいた企業の採用試験が開始しております。12月2日現在時点で、一期生33名のうち、23名が森林組合、関係企業などから内定を受けているところです。引き続き、北森カレッジでは、生徒が内定をいただいて就業できるよう取り組んでいくこととしております。

次に裏面、「2 令和4年度入学試験の状況」についてですが、北森カレッジでは、10月に推薦入学試験、11月に一般入学試験を実施しまして、定員40人に対し、37名合格しているところです。合格者の居住地や経歴などの内訳につきましては、資料中段に記載しておりますので、参考にさせていただければと思います。

資料下段に記載しておりますが、現在合格者が定員に達していないので、来年1月には一般入試の二次募集を行うこととしており、引き続き定員の確保に取り組んでまいります。以上で説明を終わりますが、引き続き円滑な学院運営に取り組んでまいりますので、皆様のご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ありがとうございます。聞き逃したのかもしれませんが、今の一年生は40名？

○山崎 林業振興担当課長

今の一年生は40名います。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

今年の試験の合格者が現在37名なので、追加募集ということで二次募集を行うということですね。わかりました。ほかに、ご質問はございますか。

<⑤ 第44回全国育樹祭の開催について>

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

では、次に報告事項⑤「第44回全国育樹祭の開催について」のご説明をお願いいたします。

○佐々木 全国育樹祭推進室参事

全国育樹祭推進室参事の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず、審議会委員の皆様には、「第44回全国育樹祭」の準備の段階から、ご指導とお力添えをいただきましたことに、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

私からは、資料6に基づきまして、大会の開催状況について、その概要を報告させていただきます。

＜資料6「第44回全国育樹祭について（開催報告）」＞

令和2年での開催を予定しておりました全国育樹祭ですが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、一年延期としていたところであり、参加者の安全・安心を最優先で準備を進め、10月9日、10日の両日に開催いたしました。

当日は天候にも恵まれ、苫東・和みの森でのお手入れ行事、北海きたえーるでの式典行事をはじめ、併催・記念行事については道内外からオンラインによる参加もいただき、資料の表と裏面の写真にありますように、滞りなく開催・実施することができました。

このたびは残念ながら、審議会委員の皆様全員をご招待するということが叶いませんでしたが、大会の開催を通じて、全国一豊かな本道の森林を守り、育てることに加え、本道発祥の「木育」の重要性を道内外に発信したところであり、道といたしましては、今後もこうした取組の輪が本道から全国に一層広がるよう取り組んでまいりますので、引き続きご指導を賜りますようお願いいたします。

なお、資料裏面の一番下に記載しておりますとおり、大会実行委員会専用のYouTubeチャンネルにおきまして、平成19年の全国植樹祭を含む、本道における懐かしい全国緑化行事の様子のほか、今回の式典行事の様子を現在もノーカットで配信しておりますので、改めてご視聴いただければ幸いです。以上で、私からの報告とさせていただきます。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ありがとうございます。1年延期となりましたけれども、無事終了したということです。何かご質問ありますか。よろしいですね。

＜(3)その他＞

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

最初にお話ししたとおり、ちょうどもう15時半なので、ほぼ時間がきていますが、せっかくご出席いただいておりますので、なにかご意見ございましたらお話いただければと思いますが、いかかでしょうか。よろしいでしょうか。その他、事務局より何かありますか。

○立原 総務課課長補佐

事務局から一言ご報告申し上げます。審議会の今後のスケジュールについてですが、今年度では来年の2月に第3回目を開催することを検討しております。内容については、先ほどからご説明させていただいており、基本計画の案をご審議いただく予定としております。開催日程については、事前に小泉会長とご相談の上、委員の皆様と調整しながら進めることとし、年明けに改めてご連絡差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小泉 会長 <北海道大学大学院農学研究院 元教授>

ありがとうございます。コロナ禍での開催ということで、十分な審議が尽くせなかったかもしれませんが、本日は、皆様お集まりいただきまして誠にありがとうございました。本日の審議は終了させていただきます。それでは、議事進行は事務局に戻します。

(3) 閉会

○山口 企画調整担当課長

小泉会長、大変ありがとうございました。閉会にあたりまして、部長の佐藤からご挨拶申し上げます。

○佐藤 水産林務部長

委員の皆様には、長時間にわたってご審議をいただきまして本当にありがとうございます。貴重なご意見を賜りました。感謝申し上げます。

地域森林計画については、森林資源として、伐採や植林の計画量を示し、それに向けて政策を実行していくという大きい計画ですけれども、小泉会長からご指摘いただいたとおり、資源だけを考えるのではなくて、地域の木材需要も考えながら、掲げた数字を目指して政策を推進する、そういう位置付けの計画でございますので、今後は、計画の達成状況についての分析をしっかり行いたいと思っております。それと、わかりにくいテクニカル・タームが少し多くて、道民の方の理解がしにくいようなこともあったかもしれません。そういうところも含めて、より良い計画になるようにしていきたいと考えております。

また、両方の基本計画について、何点かご意見をいただきました。その中で、地域森林計画にも関連しますが、今後、広葉樹資源や天然林資源をどうするかということについて、個人的には、20年先、30年先を考えた時に人工林資源が少なくなっていくことを踏まえ、広葉樹資源の活用に向け、どのように資源を把握していくかということ、まずは道有林をフィールドにして具体的に検討していかなければならないという気持ちがございます。吉田委員から、広葉樹資源が人工林資源を補完するのかというご意見もございましたが、いきなりそこまではいかないにしても、取組を進めていくということを両方の基本計画で芽出しをしたいという考えでございます。そういったことも含めて、両方の基本計画について、今日のご意見をいただけませんでしたけれども、改めてご意見を賜る機会を設けさせていただいて、より良い計画にしていきたいと考えています。

いずれにしても、今日は計画メインにご審議をさせていただきましたけれども、わかりやすい実効性の高い計画づくりを目指して取り組みたいと考えておりますので、引き続き、委員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○山口 企画調整担当課長

それでは、これを持ちまして、本日の北海道森林審議会を終了いたします。皆様、長時間にわたって、どうもありがとうございました。